

## 令和5年度 保育の必要性の認定申請及びこども園・保育所入園申込案内

国頭村教育委員会 教育課 41-2255

### 1. 令和5年度 認定申請及びこども園・保育所入園の申込み受付について

- (1) 令和5年度4月入所受付：令和4年11月7日（月）～11月30日（水）  
（土日祝を除く）

※ 受付時間は9：00～12：00、13：00～17：00になります。

5月以降の申し込みは入園希望の2か月前から受け付けます。

- (2) 受付場所：国頭村教育委員会 教育課

※ 選考結果は、令和5年1月末に通知を行う予定です。

### 2. 保育の必要性の認定について

こども園・保育所をご利用になるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。  
認定の区分によって、施設の利用時間が変わります。

|      | 利用時間                   | 年齢    | 保育の必要性          |            |
|------|------------------------|-------|-----------------|------------|
| 1号認定 | 7:15～13:30             | 3歳～5歳 | 家庭に保育できる方がいる    | 教育時間<br>認定 |
| 2号認定 | 7:15～16:30<br>又は 18:15 | 3歳～5歳 | 就労等の理由で保育の必要がある | 保育認定       |
| 3号認定 | 7:15～16:30<br>又は 18:15 | 0歳～2歳 | 就労等の理由で保育の必要がある | 保育認定       |

■2号認定・3号認定は就労時間等によって利用時間が変わります

### 3. 保育認定の基準（3ページ参照）

国頭村に住所を有する児童で、両親及び同居の親族が次のいずれかに該当し、保育の必要が認められる場合です。

☐ 就労（出産育児休業明けを理由の申込は、復帰する月の2ヶ月前からとなります。）

☐ 妊娠、出産（母親が出産予定前2ヵ月、出産後6ヵ月以内のもの。）

☐ 保護者の疾病、障害

☐ 同居又は長期入院している親族の介護・看護

☐ 災害復旧

☐ 求職活動（求職中を理由とした保育の実施期間は90日以内となります。）

☐ 就学（通信教育は含みません）

☐ 虐待やDVの恐れがあること

☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること

☐ その他、市町村が認める場合

#### 4. 提出書類

入所申込時に必要な書類 ※(2)～(5)は兄弟で1通提出して下さい。

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書兼利用申請書

(2) 保育の認定を証明する書類(該当する書類を提出)(2号・3号認定の児童のみ)

| 保護者・世帯員の状況 | 必要な書類            |
|------------|------------------|
| ① 労働       | 就労証明書            |
| ② 出産予定前後   | 母子手帳の写し          |
| ③ 疾病・負傷等   | 診断書 等            |
| ④ 同居親族の介護等 | 診断書 等            |
| ⑤ 就学       | 在学証明書及びカリキュラム等   |
| ⑥ 求職中      | ハローワークの求職受付票の写し等 |
| ⑦ その他      | 保育の必要性を証明する書類    |

(3) 個人番号(マイナンバー)提出書

(4) その他 (個々の必要に応じてお願いすることがあります)

(5) 児童の健康診断書(入所決定後、様式を渡します)

#### 5. 利用料について

|            |              |
|------------|--------------|
| 3才児～5才児クラス | 利用料無料        |
| 0才児～2才児クラス | 利用者負担額(4ページ) |

#### 6. 主食費について(3才児～5才児クラス)

主食費 無料

#### 7. 副食費について(3才児～5才児クラス)

・国頭村に住所がある方 無料

・国頭村外に住所がある方

| 定義                                                                                                           |                         | (ア) 1 号認定 | (イ) 2 号認定 | 多子のカウント方法         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------|-----------|-------------------|
| (ア) 1 号認定 市町村民税所得割課税額 77,100 円以下<br>(イ) 2 号認定 市町村民税所得割課税額 57,699 円以下<br>(要保護者等にあつては 77,100 円以下)              | 第 1 子<br>第 2 子<br>第 3 子 | 0 円       | 0 円       | 年齢に関わらず被監護者の数による  |
| (ア) 1 号認定 市町村民税所得割課税額 77,101 円以上<br>(イ) 2 号認定 市町村民税所得割課税額 57,700 円以上<br>(要保護者等にあつては 77,101 円以上)              | 第 1 子<br>第 2 子          | 1,000 円   | 1,500 円   | 0 歳から中学校 3 年生までの子 |
|                                                                                                              | 第 3 子                   | 0 円       | 0 円       |                   |
| 1 該当年度の 4 月分から 8 月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の 9 月分から翌年 3 月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税所得割合算額が上欄の区分に該当する世帯 |                         |           |           |                   |
| 2 1 号認定子どもは 8 月は除いた額とする。                                                                                     |                         |           |           |                   |

・利用者負担額、副食費は市町村民税所得割課税額の状況によって算定を行います。未申告や扶養もれがないか、保護者の方で必ず確認を行ってください。

## ・保育認定の基準

### 保育を受けられる時間について

令和2年10月

- ・保護者（両親）の事由の区分により保育の利用時間が異なります。
- ・保護者のどちらかが、120時間未満の労働であれば保育短時間（16：30までの利用）になります。
- ・土曜日については保護者（両親）の労働又は疾病その他事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものが利用できます。
- ・途中で事由が変わった場合や就労先が変更になった場合は、申請書類の提出を再度お願いします。

| 利用<br>時間<br>事由 | 条件及び有効期間<br>(子ども子育て支援法施行規則)                                                                               | 保育短時間                          | 保育標準時間               | 土曜日の保育                  | 申請書類              |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------|
|                |                                                                                                           | 16：30まで                        | 18：15まで              |                         |                   |
| ① 就労           | 月64時間以上の就労<br>※通勤時間も就労に含む                                                                                 | ○<br>月64時間以上<br>120時間未満の<br>労働 | ○<br>月120時間以上<br>の労働 | ○<br>両親共に土曜日に就労し<br>ている | 就労証明書             |
| ② 妊娠・出産        | 原則「妊娠中か出産後間もないこと」<br>妊娠初期であってもつわり、切迫等<br>での入院、安静などは利用可能。<br>産後は『出産日から起算して8週間<br>を経過する日の翌日の属する月の末日』まで利用可能。 | —                              | ○                    | ○                       | 母子手帳              |
| ③ 疾病・負傷・障害     | 保護者の疾病・障害                                                                                                 | —                              | ○                    | ○                       | 診断書・障害者手<br>帳の写し等 |
| ④ 介護・看護        | 同居または長期入院等している親族<br>の介護・看護                                                                                | —                              | ○                    | ○                       | 入院計画書等            |
| ⑤ 災害復旧         |                                                                                                           | —                              | ○                    | ○                       |                   |
| ⑥ 求職中          | 起業準備を含む<br>有効期間：基本期間90日(上限は市町村が定める)                                                                       | ○                              | ×                    | ×                       | ハローワーク求職<br>受付票等  |
| ⑦ 就学・就業訓練      | 職業訓練校等での職業訓練含む                                                                                            | —                              | ○                    | ○（授業等がある場合）             | 就学・就業証明書          |
| ⑧ 児童虐待・DV      |                                                                                                           | —                              | ○                    | ○                       |                   |
| ⑨ 育児休業中        | ・育休取得中に既に保育を利用して<br>いる子どもがいて、継続利用が必要<br>であること                                                             | ○                              | ×                    | ×                       | 就労証明書             |

- ・土曜日に保育を利用したい方で、不定期な就労が生じた場合はその週の火曜日までに保育所に申請書を提出して、保育を利用することができます。
- ・緊急の利用の場合は随時対応いたします。
- ・保育短時間の利用の方で、16：30を超えた場合は、1時間につき100円の利用料がかかります。
- ・18：15を超えた場合は保育短時間、保育標準時間、どちらの利用者も1日300円、月契約で3,000円の利用料がかかります。

・利用料について（3号認定利用料）

| 各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分 |                                                                                                                                                                                                               |                           |             | 利用者負担額（月額）           |           |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------|----------------------|-----------|
| 階層区分                        | 定 義                                                                                                                                                                                                           |                           |             | 満 3 歳未 満 （ 3 号 認 定 ） |           |
|                             |                                                                                                                                                                                                               |                           |             | 保 育 標 準 時 間          | 保 育 短 時 間 |
| 第 1 階 層                     | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯                                                                                                                       |                           |             | 0 円                  | 0 円       |
| 第 2 階 層                     | 第 1 階 層 を 除 き、 当 該 年 度 の 4 月 分 から 8 月 分 ま で の 利 用 者 負 担 額 の 算 定 に あ っ て は 前 年 度 分 の、 当 該 年 度 の 9 月 分 から 翌 年 3 月 分 ま で の 利 用 者 負 担 額 の 算 定 に あ っ て は 当 該 年 度 分 の 市 町 村 民 税 の 額 の 区 分 が 右 欄 の 区 分 に 該 当 す る 世 帯 | 市町村民税非課税世帯                |             | 0 円                  | 0 円       |
| 第 3 － 1 階 層                 |                                                                                                                                                                                                               | 市町村民税均等割額有世帯              | ひとり親世帯・障害世帯 | 3,500 円              | 3,450 円   |
|                             |                                                                                                                                                                                                               |                           | 上記以外        | 7,500 円              | 7,400 円   |
| 第 3 － 2 階 層                 |                                                                                                                                                                                                               | 市町村民税所得割課税額<br>48,600 円未満 | ひとり親世帯・障害世帯 | 4,000 円              | 3,950 円   |
|                             |                                                                                                                                                                                                               |                           | 上記以外        | 9,000 円              | 8,900 円   |
| 第 4 － 1 階 層                 |                                                                                                                                                                                                               | 市町村民税所得割課税額<br>77,101 円未満 | ひとり親世帯・障害世帯 | 4,250 円              | 4,200 円   |
|                             |                                                                                                                                                                                                               |                           | 上記以外        | 10,000 円             | 9,800 円   |
| 第 4 － 2 階 層                 |                                                                                                                                                                                                               | 市町村民税所得割課税額 77,101 円以上    |             | 12,000 円             | 11,800 円  |

1 ひとり親家庭等の世帯とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯

(2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯

イ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

オ 国民年金法の規定により障害基礎年金等を受けている者の属する世帯

(3) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると村長が認めた世帯

2 同一世帯において中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の範囲内にある子どもが複数人いる場合、この表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3人目以降については0円とする。

3 支給認定保護者等の市町村民税所得割額の合計額が57,700円未満である世帯に属する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については備考2の規定に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

4 支給認定保護者等の市町村民所得割額の合計額が77,101円未満であるひとり親家庭等の世帯に属する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については備考2の規定に関わらず、最年長の子どもから順に1人目は半額、2人目以降については0円とする。